

香川県建築行政マネジメント計画  
(第2期)



平成27年7月

香 川 県

## 目 次

<b>第1 基本的な考え方</b> . . . . .	1
1 計画の趣旨	
2 計画の実施期間	
3 計画の対象範囲	
4 計画の公表	
5 目標達成状況の把握と公表	
6 取組みの見直しと継続的改善	
<b>第2 具体的目標と施策</b>	
1 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保 . . . . .	4
(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底	
(2) 中間検査・完了検査の徹底	
(3) 工事監理業務の適正化とその徹底	
(4) 仮使用認定制度の適確な運用	
2 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底 . . . . .	8
(1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底	
(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底	
3 違反建築物対策等の徹底 . . . . .	10
(1) 違反建築物対策の徹底	
(2) 違法設置昇降機の安全対策の徹底	
4 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保 . . . . .	12
(1) 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保	
(2) 建築物の耐震診断・改修の促進	
(3) 建築物に係るアスベスト等の対策の推進	
(4) 既存建築ストックの現行基準への水準向上と有効活用	
5 事故・災害時の対応 . . . . .	15
(1) 事故対応	
(2) 災害対応	
6 消費者への対応 . . . . .	17
7 執行業務体制の整備 . . . . .	18
(1) 内部組織の執行体制	
(2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化	
(3) データベースの整備・活用	
8 香川県建築行政マネジメント計画推進協議会 . . . . .	19

## 第1 基本的な考え方

---

### 1 建築行政マネジメント計画の趣旨

本県においては、「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）」（平成22年5月17日付国住指第655号）に基づき、建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保や、違反建築物等への対策の徹底などの建築物の安全・安心の確保のための施策を盛り込んだ「香川県建築行政マネジメント計画～香川県建築物安全安心実施計画（第3期）補正版～」を策定し、各種施策に取り組んできたところである。

この間、建築行政の分野においては、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第20号）や建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）、建築士法の一部を改正する法律（平成26年法律第92号）が成立するなど、社会情勢の変化等に対応できるよう、制度の見直しがなされている。

こうした昨今の建築行政を取り巻く環境を踏まえ、また、多くの都道府県及び特定行政庁において建築行政マネジメント計画が平成26年度末に計画期間を終えることを受け、国土交通省では建築行政マネジメント策定指針を改訂し、従来の建築行政マネジメント計画策定指針の内容を基本にしつつ、これに新たな制度改正の内容や、近年発生した建築物に係る事故への対応などを反映したものとしたところである。

引き続き円滑な経済活動の確保を前提としつつ、建築物の安全性を確保するための更なる取組みが求められており、県及び高松市が中心となって、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、警察・消防等の関係機関、関係団体等と連携して、建築行政マネジメント計画において目標・目標値を設定するとともに、講ずる施策を明確にし、当該施策に重点的に取り組み、その結果を検証することが必要である。

このため、国の改正指針を参考に、新たに「香川県建築行政マネジメント計画（第2期）（以下「マネジメント計画」という。）」を策定し、引き続きマネジメント計画に基づく取組みを進めることとする。

### 2 マネジメント計画の実施期間

マネジメント計画の計画期間は、中長期的な目標を提示する観点から、平成27年度から平成31年度までの5年間とする。

### 3 マネジメント計画の対象範囲

マネジメント計画は、建築基準法、建築士法、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定された建築物の安全に関する性能の確保及び向上に係る制度等を対象とする。

### 4 マネジメント計画の公表

県はマネジメント計画を策定した後、目標を掲げ、その達成を確実なものとするために、庁内はもとより関係団体や市民に広く計画を公表し、理解と協力を求めることが必要である。

具体的には、策定したマネジメント計画をホームページ等で広く公表するとともに、必要に応じて、説明会等により関係者に周知するものとする。

## **5 目標達成状況の把握と公表**

目標達成状況について、基本的に毎年度末にとりまとめを行い、検証するとともに、当該目標達成状況を公表することとする。

## **6 取組みの見直しと継続的改善**

目標達成状況を踏まえて、適宜、マネジメント計画に盛り込んだ具体の取り組むべき施策の見直しを行うとともに、計画期間中であっても、必要に応じて本県の実情を踏まえたマネジメント計画の見直しを行うなど、計画の継続的な改善を図るものとする。

## 第2 具体的目標と施策

### 1 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

#### (1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

<p>主旨等</p>	<p>円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を推進するものとし、特に建築確認審査の迅速化については、特定行政庁・指定確認検査機関毎に、構造計算適合性判定を要する物件に係る確認書類の提出から確認済証交付までの所要期間の平均値について短縮を目指すものとする。</p>
<p>目標</p>	<p>○適確な審査の徹底</p>
<p>施策</p>	<p><b>【県が実施する事項】</b></p> <p>1 建築確認の事前協議制度は、確認手続きの円滑化に一定の効果があったが、一方でこの制度に依存し、内容の不十分な建築確認申請を行っている設計者が見られるという弊害も生じている。また、平成22年の運用改善で、確認申請書について一定の内容修正が可能になったことや、平成26年の法改正で構造計算適合性判定が建築主事等の審査から独立したことにより、建築主事等と指定構造計算適合性判定機関との相互調整が重要となることなどから、確認手続上の様々な課題を整理し、制度のあり方を見直す。</p> <p>また、確認手続の円滑化を図るため、申請書作成要領や記載例を適宜更新するとともに、同じ間違いを繰り返し行う設計者に対しては、その内容を十分理解してもらうための指導方法を具体的に検討する。併せて、設計者自らチェックできるよう法令チェックリストを作成し、公表する。</p> <p>2 建築確認手続の円滑化のためには、建築士等に対してその内容を十分に周知徹底することが重要であることから、定期的な説明会の開催や、ホームページへの掲載、(一社)香川県建築士会会報誌での周知など、様々な方法を用い、周知徹底に努める。</p> <p>3 建築確認申請時の負担を軽減するため、審査指針に対応したチェックリストを積極的に活用する。</p> <p>4 県内を業務区域とする指定確認検査機関に対し、適正な確認検査業務が図られるよう、必要な情報提供や指導を行う。また、引き続き、「香川県建築行政連絡会議」(以下「行政連絡会議」という。)において、審査上の問題点の洗い出しや運用改善のための協議・検討を行う。</p> <p>5 個人住宅等の小規模建築物については、建築基準法第6条の3の規定により設計者に責任が課されており、また、大規模建築物と比較して適用規定も限定されていることから、申請者側の負担を軽減し、建築確認手続の更なる円滑化を図るため、定型化された申請書作成例及び自主チェックリストを公開し、適宜更新する。</p> <p>6 2及び5を受け、建築士の法規定や諸手続に関する知識の向上を図るため、建</p>

築関係団体等と連携して講習会を開催するとともに、ホームページ等に情報を掲載するなどの支援を実施する。

なお、特定行政庁は、建築士法第22条の4第5項及び第27条の2第3項に規定する業務を円滑に実施させるため、(一社)香川県建築士会及び(一社)香川県建築士事務所協会に必要な情報を提供し、その活動を支援する。

- 7 法改正による審査・検査の厳格化や、内容の見直しに対応するため、研修会への積極的な参加や内部研修の実施等による審査技術の向上、業務量に見合う適切な人員配置等を勘案し、審査・検査体制の整備に努める。
- 8 審査技術の向上に関し、県内特定行政庁・指定確認検査機関も含めた審査研修や一級建築士又は建築基準適合判定資格者の直近の合格者を講師とした勉強会を実施する。
- 9 「香川県建築物安全安心データベースシステム」(以下「システム」という。)を活用した定型化が可能な事務処理の自動化、審査状況の一元管理等の事務の効率化により、更なる審査期間の短縮を図る。
- 10 香川県建築行政マネジメント推進協議会(以下「協議会」という。)や行政連絡会議等を通じて法の運用に関する問題点と対応方策について情報交換や協議・検討を行う。
- 11 法解釈等の運用については、県の内規の整理や日本建築行政会議、中・四国ブロック建築行政連絡会議での検討結果をデータベース化し、統一的な運用が可能となるよう情報の共有化を行う。
- 12 平成26年の建築基準法改正への対応として、ホームページ等を活用し、構造計算適合性判定の対象建築物や建築確認手続きの変更に係る周知を行う。

## (2) 中間検査・完了検査の徹底

<p>主旨等</p>	<p>建築物の安全確保と違反建築物の発生を防止するため、施工時において建築基準関係規定への適合を確保することが重要である。このため、中間検査及び完了検査の更なる徹底を図る。</p>
<p>目 標</p>	<p>○完了検査は、建築物の建築関係法令への適合性や安全確保のため、最も効果的な方策であることから、平成31年度末における完了検査率の目標を90%とする。</p> <p>※完了検査率の定義  (当該年度における完了検査率) = (同年度の検査済証交付件数) / (同年度の確認済証交付件数)</p> <p>なお、確認済証交付件数、検査済証交付件数については、県下全域の建築物、建築設備、工作物全てを対象とし、計画通知や高松市分、指定確認検査機関分も含むものとする。ただし、用途変更及び計画変更に係るものは除く。</p>
<p>施 策</p>	<p><b>【県が実施する事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中間検査や完了検査の未申請物件については、引き続き、工事監理者に加え、建築主等へも直接督促すること等により、検査率の更なる向上を図る。また、実際に確認処分を担当する指定確認検査機関にも建築主等への周知徹底に協力を要請する。  督促処理については、システムを活用した検査予定日や完了予定日からの対象物件自動抽出等により、効率化を図る。  なお、審査機関と検査機関が異なるなど複数の機関に係る物件の把握や督促方法については、関係者間で協議検討する。</li> <li>2 建築物の規模や用途に応じた検査申請書第四面の確認方法や現場検査方法等について、効果的、かつ、工事監理者にとって負担の少ない検査マニュアルを策定する。また、検査時には工事監理の状況説明を求めるため工事監理者の立ち会いを原則とする。</li> <li>3 他部局の許認可や届出、補助制度等において、検査済証の提示を要件とするような制度改正の働きかけを行う。また、福祉関係施設の開設等にあたっては、確認申請や用途変更等の手続を要する場合があることから、関係部局に対しても完了検査の重要性の啓発を依頼する。</li> <li>4 完了検査未受検で使用されている特殊建築物を確知した場合には、建築主等に対し、法第12条第7項に基づく報告の提出を求め、必要に応じ、立入検査を実施する。</li> <li>5 本県では、平成14年度から特定工程として、在来軸組工法の木造住宅を指定しており、指定期間が満了となる平成19年、24年に指定の更新について検討し、その必要性を確認のうえ、現在も指定を継続している。次期指定更新の際には、特殊建築物の指定の必要性などについても、検討することとする。</li> </ol>

### (3) 工事監理業務の適正化とその徹底

主旨等	建築物の安全性の確保及び質の向上のためには、工事監理者が選定され、当該工事監理者による適切な工事監理が行われることが重要である。このため、工事監理業務の適正化とその徹底のための取組みを行う。
目 標	○工事監理者選定割合の向上
施 策	<b>【県が実施する事項】</b> 1 建築確認申請の際に、申請書の工事監理者欄の記載について指導を徹底するとともに、未定の場合には、法第12条第7項に基づく報告書を提出するよう指導する。 2 適切な工事監理は、法令適合性や建築物の資産価値を担保するための有効な方策となることから、建築確認手続時に、建築主に対して工事監理制度の重要性についての啓發文書を配布し、工事監理者の選任を促す。また、契約書の様式や必要事項等についても、ホームページへの掲載等により周知を図る。 3 建築士法第24条の7の規定による重要事項説明、第24条の8の規定による設計又は工事監理受託契約に係る書面交付義務及び第20条第3項の規定による工事監理報告書の提出は、すべて法律に義務付けられていることから、その重要性をホームページに掲載するとともに、(一社)香川県建築士会、(一社)香川県建築士事務所協会と連携し、パンフレットの配布や講習会の開催を行う。 また、毎年実施している建築士事務所の立入指導実施時には、工事監理制度の重要性について十分説明し、周知を図る。 4 中間検査や完了検査の際に、工事監理の内容等について報告を求めるなど重点的な指導を行う。 5 建築士の工事監理技術の向上を図るため、建築関係団体と連携を図りつつ、国の工事監理ガイドライン等を活用し具体的な工事監理の要領についてホームページや講習会等を通して周知を行う。



#### (4) 仮使用認定制度の適確な運用

<p>主旨等</p>	<p>平成26年の建築基準法改正において、仮使用部分と工事部分とが防火上有効に区画されていること等の一定の安全上・防火上・避難上の基準を定め、建築主事又は指定確認検査機関が当該基準に適合すると認めたときは仮使用できることとした（平成27年6月1日施行）。</p> <p>このため、従来から仮使用承認制度を運用している特定行政庁だけでなく、新たに仮使用認定制度で認定主体となる指定確認検査機関も含め、仮使用認定制度が適確に運用されることが必要であることから、仮使用される建築物の安全確保の徹底に取り組む。</p>
<p>目標</p>	<p>○仮使用認定制度の円滑な実施</p> <p>○工事中の建築物の安全確保の徹底</p>
<p>施策</p>	<p><b>【県が実施する事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ホームページ等を活用し、仮使用認定制度の周知を図る。</li> <li>2 行政連絡会議等を活用し、指定確認検査機関、消防機関との連携体制の構築及び運用の整合性の確保を図る。</li> <li>3 安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合には、必要な是正指導を行う。</li> <li>4 ホームページ等を活用し、工事中における安全上の措置等に関する計画の届出制度の周知を図る。</li> </ol>

## 2 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底

### (1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底

<p>主旨等</p>	<p>確認検査の主要な役割を担う指定確認検査機関における適確な確認審査・検査を確保するため、指定確認検査機関に対する指導・監督を徹底する。</p>
<p>目標</p>	<p>○指定確認検査機関の適確な業務の執行を確保</p>
<p>施策</p>	<p><b>【県が実施する事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 知事指定の指定確認検査機関への立入検査を、原則として年1回実施する。また、立入指導の必要人員の確保や、担当区域ごとのきめ細かな指導を行うため、高松市と合同で行う。その際には、必要に応じ、抜き取り検査を実施し、審査状況について詳細なチェックを行う。</li> <li>2 「指定確認検査機関立入検査要領」及び「香川県指定確認検査機関監督処分基準」について、国の基準等を参考に適宜見直しを行う。</li> <li>3 処分を行う場合は、建築基準適合判定資格者の処分と連動することがあるため、速やかに国土交通省四国地方整備局へ情報提供を行う。</li> </ol>

## (2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底

主旨等	適切な設計及び工事監理等の業務の実施のため、建築士及び建築士事務所に対する適確な指導・監督を徹底する。
目 標	○建築士事務所への計画的な立入検査の実施 ○定期講習等の受講の徹底
施 策	<b>【県が実施する事項】</b> 1 県内に事務所を開設している建築士事務所に対し、過去に処分を受けた建築士が所属する事務所をはじめ、一定数の建築士事務所に対し、毎年、立入指導を実施し、建築士及び建築士事務所に対する指導・監督を徹底する。 2 建築士事務所の監督処分基準や二級・木造建築士の処分基準に該当する処分事案が発生した場合には、基準に基づき厳格かつ適正な処分の実施に努める。 3 平成 26 年の建築士法改正について、建築関係団体が作成したリーフレットの配布や、ホームページへの改正概要の掲示等により、広く情報提供し、制度改正の周知を図る。 4 所属建築士の登録及び変更の届出については、ホームページを活用し情報提供を行うとともに、届出様式を掲示することにより、利便性を向上させる。 5 平成 26 年の建築士法改正により、300 m <sup>2</sup> を超える建築物の設計等の委託については当事者において書面による契約等が義務付けられたことから、ホームページへの改正概要の掲示等により、設計等の業の適正化の徹底を図る。 6 平成 26 年の建築士法改正により、適正な委託代金での契約締結の努力義務が規定されたことから、業務報酬基準（平成 21 年国土交通省告示第 15 号）について、ホームページへの掲示等により、周知徹底を図る。

### 3 違反建築物対策等の徹底

#### (1) 違反建築物対策の徹底

主旨等	<p>近年、診療所、認知症高齢者グループホーム、ホテル、簡易宿所、未届有料老人ホーム、個室ビデオ店等における火災により、重大な人的被害が発生している。</p> <p>また、多人数の居住実態がありながら防火関係規定などの違反の疑いのある建築物（違法貸しルーム）が多く存在することが確認され、これらの建築物において火災が発生した場合には重大な被害が発生することが危惧されている。</p> <p>こうした状況を踏まえて、国民の生命、健康及び財産を保護するため、警察、消防、福祉等の関係機関と連携し、違反建築物の実態を把握するとともに違反建築物対策を計画的かつ強力に推進する。</p>
目 標	○違反建築物対策の徹底
施 策	<p><b>【県が実施する事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 関係機関とも連携し、違反建築物に関する県内一斉パトロールによる建築基準法違反・建築士法違反等の摘発及び是正に努め、パトロールを年1回以上実施する。</li><li>2 特に違反状態となる用途変更を頻繁に行う雑居ビルやグループホーム等の小規模福祉施設等については、「香川県雑居ビル及び旅館・ホテル等防火安全対策連絡会議」等を通じ、合同の立入指導を行い、建築物の所有者等に対し違反状態の是正指導を行うとともに定期的にフォローアップを行う。</li><li>3 違反建築物について処分の定型化を図るため、個別の事例についてデータベース化を図る。</li><li>4 建築基準法第9条の命令案件となる違反建築物に関与した建設業法や宅建業法等に係る業者については、協議会を活用し情報提供を行う。</li><li>5 定期報告対象建築物の防災査察等により、違反が確認された建築物については、個別に是正指導を行う。</li><li>6 違反建築物に関与した建築士・施工者等に係る調査を実施し、処分の検討を行う。</li></ol>

## (2) 違法設置昇降機の安全対策の徹底

主旨等	<p>建築確認等の必要な手続きが行われていないエレベーター等の違法設置昇降機においては、過去多くの重大事故が発生している。</p> <p>こうした状況を踏まえて、違法設置昇降機に関する情報の受付窓口の設置や労働基準監督署等との連携を図ることにより、違法設置昇降機の把握に努めるとともに、構造等に問題のある昇降機については、安全が確保されるまで使用を確実に停止させた上で、所要の是正措置を実施させること等により、昇降機の安全対策を徹底する。</p>
目 標	○違法設置昇降機の安全対策の徹底
施 策	<p><b>【県が実施する事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 違法設置昇降機に関する情報の受付窓口の設置、労働基準監督署との連携等により、違法設置昇降機の把握に努める。</li><li>2 情報を入手した場合は、労働基準監督署と必要な情報交換を行うとともに、直ちに立入指導等を実施し、法第12条に基づく状況報告を求める。</li><li>3 構造に違反等のあることが確認された昇降機については、安全が確保されるまで使用を確実に停止させた上で、所要の是正措置の実施を徹底する。また、違反等が確実に是正されるまで、継続的な是正指導を行う。</li></ol>

#### 4 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

##### (1) 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保

主旨等	<p>定期報告の徹底により、建築物の損傷、腐食その他の劣化等の状況を適確に把握するとともに、その結果を違反建築物対策や既存建築物の安全対策に活用する。</p> <p>また、昇降機や遊戯施設、建築設備についても同様に安全性確保を促進する。</p> <p>平成26年の建築基準法改正に基づき、新たに導入される防火設備と一部の小荷物専用昇降機（公布後2年以内に施行）については、検査の徹底を図るとともに、制度の周知に取り組む。</p>
目 標	<p>○定期報告率の向上</p> <p>○防火設備検査の徹底</p>
施 策	<p><b>【県が実施する事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 報告率の向上を図るため、建築物等の所有者、管理者に対し、建築確認手続等や報告時期にあわせて定期報告制度の重要性を啓発する周知文書の送付や個別訪問を実施し、制度の周知徹底に努める。</li><li>2 (一社)香川県建築士会、(一社)香川県建築士事務所協会等の建築関係団体と連携し、建築士等定期報告を行う有資格者に対し、講習会等により制度の周知徹底を図る。</li><li>3 督促処理等の業務の自動化及び報告書や報告履歴の一元管理を行うため、システムによるデータベース化を図る。</li><li>4 用途や規模等により重点的な指導が必要と判断される建築物については、防災査察等を活用して適宜立入指導を行う。</li><li>5 システムにより報告内容を踏まえた是正必要項目の自動抽出による改善指導文書の作成や改善計画・報告等の登録により、個別物件ごとの履歴管理を行う。</li><li>6 大規模建築物については、社会的な影響が大きく、工事完了後の継続的かつ適切な維持管理が特に必要であるため、個別訪問指導などにより、定期報告の徹底を図る。</li><li>7 提出された定期報告について、要是正の指摘がある場合は、是正指導文書を送付するとともに、基準に適合させた旨の改善報告があるまで適切にフォローアップする。</li><li>8 平成26年の建築基準法改正により、建築基準法施行令で指定される建築物及び昇降機等について、関係機関と連携して調査し、対象建築物の所有者・管理者に制度の周知を図る。</li></ol>

## (2) 建築物の耐震診断・改修の促進

主旨等	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき耐震改修促進計画を策定及び改定するとともに、計画に基づき住宅・建築物の耐震化を推進する。
目 標	○住宅・建築物の耐震化率の向上
施 策	<b>【県が実施する事項】</b> 1 香川県建築物耐震化推進プラン（香川県耐震改修促進計画）について、現行計画の進行管理を行い、次期計画（計画期間：平成28～32年度）の策定を行う。 2 個人住宅について、平成23年度から県と市町が連携して実施する補助制度を活用し、耐震診断・耐震改修を促進する。 3 特定既存耐震不適格建築物台帳のデータベース化を行い、継続的に耐震化状況の把握と指導を実施する。また、市町や関係部局と連携し、それぞれが所管する特定既存耐震不適格建築物の耐震化状況の把握と相互の情報交換を継続的にを行い、耐震化の促進を図る。 4 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修費用の助成制度について、ホームページへの掲載や講習会等における周知により普及啓発を行う。 5 耐震改修促進法に基づく避難路及び防災拠点の指定について、適宜検討・見直しを行う。 6 建築基準法の定期報告制度や、建築物防災週間における防災査察等を活用し、特定天井の設置状況の把握と改修の促進を行う。 7 ホームページ等を活用し、耐震診断及び耐震改修に係る設計・工事監理に係る業務報酬基準の周知を図る。

### (3) 建築物に係るアスベスト等の対策の推進

<p>主旨等</p>	<p>アスベスト対策の喫緊性に鑑み、アスベストを有する建築物に係るデータベースを早期に整備するとともに、建築物所有者によるアスベスト改修を促進する。建築物石綿含有建材調査者など専門家によるアスベスト調査の重要性を建物所有者等へ周知するとともに、労働安全部局や環境部局などアスベスト対策関係部局との連携によりアスベスト対策の徹底を図る。</p> <p>また、快適で健康的な住宅で暮らせるよう、引き続きシックハウス対策の徹底を図る。</p>
<p>目 標</p>	<p>○アスベスト対策の徹底</p> <p>○シックハウス対策の徹底</p>
<p>施 策</p>	<p>【県が実施する事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 アスベストを有する建築物に係る既存台帳を早期にデータベース化し、一元的に管理することにより、随時状況把握を行い、未対策の建築物について継続して改善指導を行う。</li> <li>2 「香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例」を所管する環境管理課と連携し、情報交換を行う。</li> <li>3 市町を含め、アスベストの含有調査及び除去工事に関する支援措置について検討する。</li> <li>4 ホームページ等を活用し、建築物石綿含有建材調査者制度の周知を図る。</li> </ol>

### (4) 既存建築ストックの現行基準への水準向上と有効活用

<p>主旨等</p>	<p>既存建築ストックを有効活用するために、対応策の検討を図る。特に既存不適格建築物について、所有者等が、その危険性に対する認識が十分でないことから、法制度や施策の周知徹底等を行う。</p>
<p>目 標</p>	<p>○既存建築ストックの利用促進</p>
<p>施 策</p>	<p>【県が実施する事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 既存不適格建築物に関する法改正の内容について、建築士に対する講習会等の機会を捉え、周知徹底を図る。</li> <li>2 法改正の具体的運用にあたっては、運用要領を作成し手続を簡素化することにより、建築確認手続等の円滑化を図ってきたところであるが、今後も必要な見直しを行う。</li> <li>3 全体計画認定制度については、高松市と協力し策定した国のガイドライン等に基づく運用基準を活用し既存不適格建築物の解消に努める。</li> <li>4 既存不適格調書を集約し、そのデータベース化を図ることにより、既存不適格建築物の使用状況の把握が可能な体制整備を図る。</li> <li>5 既存不適格建築物に係る是正命令制度に関するガイドラインの有効活用し、適切に指導する。</li> </ol>

## 5 事故・災害時の対応

### (1) 事故対応

主旨等	<p>解体工事による足場の崩壊事故、昇降機に係る事故が発生していることに鑑み、事故発生時における警察等との連携による迅速かつ適確な事故対応を行う。また、平成26年の建築基準法改正によって、特定行政庁における調査権限が強化され、特に製造メーカーの工場等に対しても立入検査を実施できるなどの見直しが行われた。(平成27年6月1日施行)</p> <p>これを踏まえ、事故が発生した際の対応の徹底に取り組む。その他、建築関係団体等外部組織を含め関係各機関との連絡体制の整備をはじめとした事故時対応のための体制整備作りに取り組む。</p>
目 標	○事故発生時の現場調査及び対策の実施
施 策	<p><b>【県が実施する事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 事故発生時の初動対応等の迅速化のため、既存建築物等のデータベース化を図る。また、データの集約を確実にするため、当該施設に関連の許認可・届出部局等と横の連携を図り、情報収集の方策を検討する。さらに、類似施設への緊急点検依頼文書の迅速な発出を行うため、システムによる文書作成の自動化を図る。</li><li>2 警察及び消防部局等関係機関との連携を図り、初動対応のフローや相互に提供する情報の項目、改善指導や立入調査などの手法についてマニュアルを策定したところであり、今後も更なる連携に努める。</li><li>3 事故が発生した建築物等について、類似用途の建築物等の台帳を新たに作成し、個別の履歴情報を積み上げていくと共に、事故状況のデータベース化を図り、予防や指導、事故時の対応方策等の参考とする。</li></ol>



## (2) 災害対応

主旨等	地震等の災害が発生した際には迅速かつ適確な対応が重要である。そのため、建築関係団体等外部組織を含め関係各機関との連絡体制の整備をはじめとした災害時対応のための体制整備作りに取り組む。また、地域特性を考慮して関係部門への協力を行うこととする。
目 標	○被災建築物応急危険度判定士の登録促進及び派遣体制の確保
施 策	<b>【県が実施する事項】</b> 1 災害発生時の緊急連絡体制や手順について、マニュアルに基づき初動対応の迅速化を図る。 2 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の迅速な実施のため、建築関係団体や全国被災建築物応急危険度判定協議会、被災宅地危険度判定協議会との連携を徹底する。 3 被災建築物及び被災宅地判定資格者の判定技術向上を図るため、判定士への講習会等を実施する。 4 判定用資機材の確保に努める。また、出先機関と連携し支援機能を分散させ、市町との協議会により全県において円滑に判定活動が実施できるよう、体制の整備及び充実を図る。

## 6 消費者への対応

主旨等	消費者庁の設置をはじめ消費者問題への意識が高まっており、建築物についても安全・安心に係る様々な相談や苦情が寄せられることに鑑み、建築行政においても消費生活センターとの連携等、消費者への適切な対応、情報提供等を行う。
目 標	○安全・安心に関する情報の把握及び周知徹底
施 策	<p><b>【県が実施する事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 消費者に対し、建築基準法の各手続や適切な設計・工事監理の重要性、適正な契約締結等の必要性や契約に関するトラブル防止等について、ホームページやパンフレットを活用し、周知啓発に努める。</li> <li>2 消費生活センター等に寄せられる建築基準法関連トラブルや建築行政に関する意見等に常に注意し、必要な情報提供に努める。</li> <li>3 建築や住宅に関する耐震診断・改修、バリアフリー化、省エネルギー対策、住宅の性能評価、建築設計・監理や建築工事に関する紛争、シックハウス問題等、消費者の様々な要望に対し、行政及び建築関係団体で役割を分担しながら相談窓口の充実を図る。  また、特定行政庁は、建築士法第27条の2第3項第2号に規定する（一社）香川県建築士事務所協会が行う建築士事務所に対する苦情の解決業務を円滑に実施するため、必要な情報を提供しその活動を支援する。</li> <li>4 建築基準法第93条の2の規定に基づく「香川県建築基準法及び建築士法に規定する書類の閲覧規程」については、平成19年6月に見直しを行い、建築物の確認検査等の処分の履歴、設計者、工事監理者等の情報開示についての体制を整えたところであり、今後も、閲覧書類のデータベース化を含め、消費者にとってより利便性の高い情報開示及び閲覧方法の検討を行う。</li> <li>5 違反や処分情報の開示、指定道路等の情報整備など、建築基準法令遵守を促進するための情報提供について総合的に検討する。</li> </ol>

## 7 執行業務体制の整備

### (1) 内部組織の執行体制

<p>主旨等</p>	<p>具体的施策を遂行するための効果的な執行業務体制の構築を図ることが必要である。特に建築主事や確認検査員の将来の配置業務を踏まえた執行業務体制の検討が必要である。</p> <p>また、平成26年の建築基準法改正において、比較的簡易な構造計算である許容応力度等計算（ルート2）について、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者である建築主事等が確認審査を行う場合には、構造計算適合性判定の対象外としたところである（平成27年6月1日施行）。これを踏まえ、審査担当者の人材育成、確保のための取組みを行う。</p>
<p>目標</p>	<p>○審査担当者の審査技術の向上を図るための研修</p> <p>○建築行政に必要な執行体制の構築</p>
<p>施策</p>	<p><b>【県が実施する事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本計画に掲げた施策の適確な執行や目標の達成のため、柔軟な業務配分や人員配置等が行える業務執行体制の整備を図る。</li> <li>2 特に、長期的視点に立った建築基準適合判定資格者の確保については、組織をあげて人材育成に取り組む。</li> <li>3 審査技術の向上に関しては、県内特定行政庁・指定確認検査機関も含めた審査研修や一級建築士又は建築基準適合判定資格者の直近の合格者を講師とした勉強会を実施する。（再掲）</li> <li>4 構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者である建築主事の確保に向け、講習会への参加等や勉強会を実施する。</li> </ol>

### (2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化

<p>主旨等</p>	<p>建築物等の安全確保は特定行政庁のみでできるものではなく、関係機関・関係団体との役割分担を明確化し、連携を図る体制の整備が必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①警察、消防、福祉等の関係機関</li> <li>②指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関</li> <li>③一般社団法人 香川県建築士会</li> <li>④一般社団法人 香川県建築士事務所協会</li> <li>⑤一般社団法人 香川県建設業協会</li> <li>⑥日本建築行政会議</li> <li>⑦耐震判定委員会</li> </ol>
<p>施策</p>	<p><b>【県が実施する事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本建築行政会議から収集した情報の提供</li> <li>・香川県雑居ビル及び旅館・ホテル等防火安全対策連絡会議等の活用</li> </ul>

### (3) データベースの整備・活用

主旨等	<p>適確な建築行政の推進のためには、確認検査をはじめとする建築物等に係る情報を適確に把握することが重要であり、そのため、建築物等に係る情報の蓄積、整理、管理のための各種データベースの整備が必要である。</p> <p>このため、県では、関係機関とも連携を図り、データベースの整備・活用により、適宜実態把握や分析を行うとともに、抽出された課題の解決に向けた施策検討を行うこととする。</p>
目 標	○システムの整備・充実
施 策	<p>【県が実施する事項】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 本県では、建築行政に関する既存の個別台帳等の情報を一元管理し様々な施策に活用するため、システムを構築している。本システムには、確認申請・検査、許可・認定、道路情報、定期報告、事故情報、関連法規（バリアフリー法・耐震改修促進法・省エネ法・福祉のまちづくり条例等）などのデータを登録しており、相互に情報を連携させ検索機能を強化することで、事故発生時の初動対応の迅速化や事務の省力化を図っている。今後も、登録データの充実とシステムの利活用の方法について検討を行う。</li><li>2 確認検査については、現在、知事指定確認検査機関とデータを連携させることで、相互の情報共有や事務処理の省力化を図っており、今後も、連携の範囲や方法などについて検討していく。</li></ol>

## 8 香川県建築行政マネジメント計画推進協議会

県は、マネジメント計画の策定、改正等にあたり、「香川県建築行政マネジメント推進協議会（以下「協議会」という。）」を設置し、必要に応じ、県内特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、警察・消防等の関係機関、関係団体、学識経験者等の意見を聴取するものとする。

なお、協議会の運営については、別に定めるものとする。

## 香川県建築行政マネジメント計画推進協議会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、香川県建築行政マネジメント計画推進協議会の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(協議会の構成)

第2条 協議会は次表の行政機関及び関係団体により構成する。

行政機関	関係団体
香川県総務部営繕課	(一社)香川県建築士会
香川県危機管理総局危機管理課	(一社)香川県建築士事務所協会
香川県土木部土木監理課	(株)香川県建築住宅センター
香川県土木部建築指導課	日本E R I (株)高松支店
香川県土木部住宅課	
高松市都市整備局建築指導課	

(会議の招集)

第3条 会議の招集は、事務局が行う。

(会議の公開)

第4条 会議は原則として公開し、その方法は第6条に定める会議録の公開とする。ただし、会議録中に、香川県情報公開条例（平成12年条例第54号）第7条各号のいずれかに該当する部分がある場合には、その部分を公開しないことができる。

(説明又は意見の聴取)

第5条 協議会は、必要があると認めるときは関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議録の作成)

第6条 協議会の会議については、会議録を作成し次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の機関名及び職氏名
- (3) 協議の経過及び結果の概要
- (4) その他協議会において必要と認める事項

2 会議録は事務局において作成し保管する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、香川県土木部建築指導課におく。

(補則)

第8条 この要領に定める事項のほか、協議会の運営に必要な事項は協議会において定めるものとする。

附 則

この要領は平成27年7月1日から施行する。